

# 「新潟県人と人との絆づくり条例」に対するパブリックコメントの結果

○意見募集期間 平成23年1月4日～1月31日

○意見の提出者 8人(個人・団体)

○意見の件数 13件

I 反映した意見 1件、II 一部反映した意見 0件、III 既に記載済みのもの 0件、  
IV 今後の検討課題とするもの 3件、V その他記述を変更しなかったもの 9件

## ○意見の内容及び対応

No.	関係する主な条文等	内容	対応	反映状況
1	条例全般	少子化対策と家庭の絆づくりには、多世代同居が大きな役割を果たしているものと考えている。多世代同居世帯への法令による優遇措置等の支援により多世代同居の推進を図るべきである。	施策として、どのような支援が望ましいのか、今後の検討課題とさせていただきます。	IV
2	条例全般	条例の趣旨を生かすためには、優れた施策を講じなければならない。そこで、休耕地等を利用して、高齢者世帯と子育て世帯との交流のきっかけづくりとお互いの連携を図り、支え合う体制の構築を目指すべきである。	ご提案いただいた世代を超えた交流については、人と人との絆を深めていくことに有用であると考えられますので、絆づくりに向けた手法の一つとして今後の検討課題とさせていただきます。	IV
3	条例全般	家族や友達、近所の人たちなどとの挨拶を行うことから絆が生まれると思う。学校だけではなく地域ぐるみでの「あいさつ運動」を行って欲しい。	この条例では、条文の中に細かな施策を盛り込みませんでした。人と人との絆づくりに進めるにあたっては、ご提案いただいた「あいさつ」は重要な役割を果たすと考えられますので、絆づくりに向けた手法の一つとして今後の検討課題とさせていただきます。	IV
4	条例全般	人は人、自分は自分ではなく、人を思いやる気持ちや感謝の気持ちを子どもたちに身に付けさせることは大切であるので、条例制定により取組が進むことを期待する。	県民の皆さんから条例の趣旨をよく理解してもらい、心豊かに安心して暮らせる社会の実現が図られるよう努めてまいります。	V
5	条例全般	今日の社会問題は、道徳がおざなりにされていることに原因がある。失われた日本人の美徳である道徳心の涵養を図らなければならない。	道徳心の涵養は大切なことと思います。人と人との心の絆をしっかりと紡ぎ直すことで、道徳心の確立が図られるものと考えています。	V
6	条例全般	日本人のアイデンティティーとして、国旗・国歌を大切にしなければならない。国旗・国歌の重要性を示すべきである。	国旗・国歌は、多くの国民の心のよりどころであると思いますが、規定することについては、この条例の趣旨には、そぐわないものと考えています。	V
7	条例全般	他人への思いやりの心とは、宗教の教えそのものである。宗教心の涵養を図るべきではないか。	憲法に規定されている「信教の自由」に抵触する恐れがあるため、条例には明記できないものと考えています。各家庭において、それぞれの考えに基づき、対応していただきたいと思います。	V
8	条例全般	同時に示された「ものづくり条例」では、県は財政上の措置を講ずるとあるが、「絆づくり条例」にはそのような規定がない。絆づくりは大変重要なことと考えるので、同様の規定を明記して欲しい。明記できない場合でも、財源や職員を集中的に投入して、人と人との絆づくりを是非とも進めて欲しい。	県は、絆づくりに向けて効果的な施策を実施しなければならないと考えていますが、既に複数の部局で絆づくりに関する施策を実施していることから、この条例では、特に財政上の措置については規定しませんでした。	V
9	条例全般	地域の子育て環境の整備が必要である。特に、看護や介護など24時間365日無休の環境のもとで働く者にとっては、現状の保育環境は非常に厳しい状況にある。また、スクールバスの活用は、通学の安全面や父母の負担軽減の面からの必要性は理解できるが、子供の体力や通学途中における体験などによる情操教育の面からは疑問もある。根本的な子育て支援策の充実が図られなければならない。	勤労者にとって子育て支援の充実が重要な問題であり、保育所等の施設の利便性を高めることも必要な施策であると認識していますが、条例の理念でもある家庭や地域社会などによる助け合い、支え合いによって、人と人との絆を深め、愛情に満ちた子育て支援の輪が広がるよう努めてまいります。	V
10	条例の題名	いじめ、虐待、自殺、孤独死などが大きな社会問題となっているが、人と人との絆が大変重要になるものと考えている。問題解決のキーワードとなる「絆」という言葉を条例名や条文に多く使って条例を作成して欲しい。	ご意見を反映させていただき、条例の題名、さらには条文の中にも、できる限り「絆」という言葉を盛り込みました。	I
11	第3条 県民の家庭における役割	家族の愛情や絆など、当たり前のことを条例化しなければならないことは、寂しいことである。	現実として社会から孤立しがちな人が増加しており、いじめ、虐待、自殺、孤独死などが社会問題化していることから、条例化が必要と判断しました。	V
12	第5条 県の責務	子どもの育成は大切であるが、一人暮らしのお年寄りなど高齢者についても明記すべきである。	人と人との絆づくりに進めるにあたっては、子どもは勿論のこと、一人暮らしの高齢者への対応についても重要な課題であると考えていますが、特に、次代を担う子どもたちへの支援、具体的には、高齢者を含めた大人が地域の宝である子どもたちに愛情を持って接していくことが最重要課題であると考え、県の責務の中に、あえて子どもの育成・支援に関する内容を盛り込みました。	V
13	第5条 県の責務	絆づくりの施策とは、具体的にどのような施策となるのでしょうか。	県の既存の絆づくりに関する施策としては、学校におけるいじめ・不登校等の解消と未然防止を目指した「深めよう絆県民運動」や、毎年2月を「高齢者見守り強化月間」として県民総ぐるみで高齢者への見守り意識の醸成を図る施策などを挙げることでありますが、条例制定を契機として、今後ますます、絆づくりに関する施策を実施し、県民が心豊かに安心して暮らすことができる社会の実現に努めてまいります。	V

◎ 条例素案の公表方法

(1)新聞広告にて告知後、自由民主党新潟県支部連合会ホームページへの掲載 (2)自由民主党新潟県支部連合会における資料の閲覧及び配布 (3)市町村長、市町村議会議長及び県内各種団体への資料の配布